第３部　津波災害応急対策

第１章　活動体制の確立

津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため，市，県及び関係機関は，それぞれの機関ごとに応急活動体制を確立する。また，当該地域だけでは対処しえない事態においては，他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い，必要に応じて各種ボランティア等の協力を得るなど，効果的な体制を確立する必要がある。本章では，このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第１節　応急活動体制

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・奄美市】

本市において，津波の発生に際して被災者の救援に全力を挙げて対応するため，市，県及び関係機関等は，それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ，迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため，特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに，それぞれの組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお，災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため，職員は自主参集に努める。

第１　応急活動体制の確立

以下，「地震災害対策編 第３部 第１章 第１節 応急活動体制 第１　１（地震-3-1-1）」参照

１　災害状況等に応じた活動体制の確立

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第１節 応急活動体制 第１　２（一般-3-1-4）」参照

２　市災害対策本部（支部）の組織

以下，「地震災害対策編 第３部 第１章 第１節 応急活動体制 第１　３（地震-3-1-2）」参照

３　職員の配備基準

第２節　情報伝達体制の確立

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・
奄美警察署・大島地区消防組合消防本部・九州電力・あまみエフエム】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

津波災害の発生に際して，迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し，被災地域の災害状況の実態を的確に把握し，緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため，各防災関係機関は，事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い，保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し，各種災害情報を収集・伝達するとともに，組織内又は組織間において通信・情報連絡を行う。

第１　通信連絡手段の確保・運用

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第２節 情報伝達体制の確立 第１（一般-3-1-16）」参照

１　情報管理体制の確立

２　通信連絡系統

３　無線通信体制の確立

４　緊急情報提供システム等の活用

５　その他の手段による通信体制の確立

６　有線通信途絶の場合の措置

７　各機関の通信手段の利用

第３節　災害救助法の適用及び運用

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：環境対策課・健康増進課・福祉政策課・保護課
・土木課・建築住宅課・水道課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課
・水道課笠利分室・地域教育課・地域総務課】

大規模な津波や地震が発生し，一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され，同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため，応急的救助が実施される。

このため，災害救助法の実施機関，適用基準，被災世帯の算定基準及び適用手続について示し，これに基づいて県及び市は災害救助法を運用する。

第１　災害救助法の実施機関

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第３節 災害救助法の適用及び運用 第１（一般-3-1-19）」参照

第２　災害救助法の適用基準

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第３節 災害救助法の適用及び運用 第２（一般-3-1-19）」参照

第３　被災世帯の算定

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第３節 災害救助法の適用及び運用 第３（一般-3-1-19）」参照

第４　災害救助法の手続き

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第３節 災害救助法の適用及び運用 第４（一般-3-1-19）」参照

１　災害救助法の手続き

２　知事への請求及び記録

３　救助の実施

４　災害救助法による救助の程度，方法及び期間一覧表

救助の実施程度，方法及び期間一覧表

第４節　広域応援体制

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：財政課・企画調整課・環境対策課・健康増進課・建築住宅課・水道課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・農林水産課・建設課・水道課笠利分室・地域総務課】

大規模な津波や地震災害が発生した場合，被害が拡大し，市，県及び防災関係機関独自では対処することが困難な事態が予想される。

このため，関係機関相互が予め十分に協議を行って相互応援の体制を整えるとともに，市及び県においては，大規模な災害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する都道府県又は市町村との災害時における広域応援に関する協定の締結に努め，災害時には緊密な連携のもと相互に協力し，円滑な応急対策活動の実施を可能とするため，平常時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努めるものとする。

第１　災害情報・被害情報の分析

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制 第１（一般-3-1-24)」参照

第２　市・消防における相互応援協力

１　県及び市町村間等の相互の応援

（１）鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は，災害が発生し，被災市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき，迅速に応援を要請する。

ア　市は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対して応援を求める。

イ　アの応援を求められた場合，災害応急対策のうち，消防又は救助等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がある場合を除き，要請を受諾する。災害応急対策の実施にあたって応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ　県は，災害応急対策を行うために必要な場合，区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

（２）県外への応援要請

災害が大規模となり，県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合，市は県に対し，その調整を要請する。また，県は，災害応急対策を行うために必要な場合，災害規模に応じて他の都道府県に対して応援を求める。

（３）市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県，指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等は，災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は，市が実施する応急措置について応援協力を行うものとする。

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第４節 広域応援体制 第２　５（一般-3-1-26)」参照

２　消防機関の応援

第５節　自衛隊の災害派遣

【名　　瀬：総務課】

大規模な津波や地震が発生した場合，被害が拡大し，県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため，自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第１　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第５節 自衛隊の災害派遣 第１（一般-3-1-28）」参照

１　災害派遣の範囲

２　災害派遣要請の手続

３　知事への災害派遣要請の要求

第２　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第５節 自衛隊の災害派遣 第２（一般-3-1-30）」参照

１　派遣部隊の受入体制

２　使用器材の準備

３　経費の負担区分

４　自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

第６節　技術者，技能者及び労働者の確保

【名　　瀬：商工政策課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：産業振興課・地域総務課】

津波災害時には多数の応急対策の需要が発生し，応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため，災害応急対策の実施等に必要な技術者，技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い，迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第１　作業員等の確保対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第６節 技術者，技能者及び労働者の確保 第１（一般-3-1-31）」参照

１　作業員等の確保

２　応援要請による技術者等の動員

第２　公共職業安定所への作業員供給要請

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第６節 技術者，技能者及び労働者の確保 第２（一般-3-1-32）」参照

１　作業者供給手続

第３　従事命令等による労働力の確保

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第６節 技術者，技能者及び労働者の確保 第３（一般-3-1-33）」参照

１　命令の種類と執行者

２　命令の対象者

３　従事命令等の執行

第７節　ボランティアとの連携等

【関係機関：奄美市社会福祉協議会】

【名　　瀬：企画調整課・福祉政策課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：地域総務課】

大規模な津波の発生時には，各種援護を必要とする者が増大し，ボランティアの積極的な参加が期待される一方で，その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため，ボランティアの参加を促すとともに，参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第１　ボランティアの受入れ，支援体制

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第７節 ボランティアとの連携等 第１（一般-3-1-35）」参照

１　ボランティア活動に関する情報提供

２　ボランティア支援体制の確立

第２　ボランティアの受付，登録及び派遣

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第７節 ボランティアとの連携等 第２（一般-3-1-35）」参照

第８節　災害警備体制

【関係機関：奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

津波災害時には，住民の生命，身体及び財産の保護，各種の犯罪の予防・取締り並びに交通秩序の維持，その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

第１　災害時における自衛警備

以下，「一般災害対策編 第３部 第１章 第８節 災害警備体制 第１ (一般-3-1-36)」参照

１　自衛警備活動

２　市の自衛警備活動

第２章　初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては，各種情報を収集・伝達するとともに，避難，救助・救急及び緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）並びに火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では，このような災害初動期の応急対策について定める。

第１節　津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

【関係機関：名瀬測候所・奄美海上保安部・鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各関係機関】

【名　　瀬：総務課】

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで，津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため，市，県及び関係機関は，予め定めた警報等の伝達系統により，迅速・確実に受信し，その内容を把握し，関係機関等に伝達する。

第１　気象庁による津波警報等，津波及び地震に関する情報の発表

１　津波及び地震に関する情報の発表

（１）緊急地震速報（警報）

気象庁は，震度５弱以上又は最大長周期地震動階級が３以上の揺れが予想された場合に，強い揺れ（震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上）が予想される地域及び震度４以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表し，日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また，テレビ，ラジオ，携帯電話（緊急速報メール機能）及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由により，市の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお，緊急地震速報（警報）のうち，震度６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れが予想される場合は，動特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお，緊急地震速報（警報）は，地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより，地震による強い揺れが来る前に，これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため，震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

（２）地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下の表に示す。

表　地震情報の種類，発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に，震度３以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分：奄美市は「鹿児島県奄美北部」に区分）と地震の揺れの発見時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報，津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（M）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報，津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（M），震度３以上を観測した地点と震度を発表 それに加えて，震度３以上を観測した地点名と市町村毎の観測した震度を発表 震度５弱以上と考えられる地域で，震度を入手していない地点がある場合は，その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する情報	・震度１以上を観測した地震のうち，長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震階級の最大値のほか，個別の観測点毎に，長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	・M7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について，地震の発生時刻，発生場所（震源）やその規模（M）を概ね 30 分以内に発表＊ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに，１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

＊国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は，噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

（３）大津波警報，津波警報及び津波注意報

ア　大津波警報，津波警報，津波注意報の発表等

気象庁は，地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し，これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め，津波による災害の発生が予想される場合は，地震が発生してから約３分を目標に大津波警報，津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお，大津波警報については，特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表される津波の高さは，通常は５段階の数値で発表する。ただし，地震の規模（M）が８を超えるような巨大地震は地震に対しては，精度のよい地震の規模を数分内に求めることが困難であることから，その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合，最初に発表する大津波警報や津波警報では，予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という定性的表現で発表し，非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は，その後，地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し，予想される津波の高さも数値で発表する。

表　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="3">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動</th></tr>
<tr><th>予想される津波の高さ（最大波）区分</th><th>数値での発表</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10m＜高さ</td><td>10m超</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="4">沿岸部や川沿いにいる人は，直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
大津波警報や警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>５m＜高さ≦10m</td><td>10m</td></tr>
<tr><td>３m＜高さ≦５m</td><td>５m</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え，３ｍ以下の場合</td><td>１m＜高さ≦３m</td><td>３m</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上，１ｍ以下の場合であって，津波による災害のおそれがある場合</td><td>0.2m≦高さ≦１m</td><td>１m</td><td>（表記なし）</td><td>海の中にいる人は直ちに海から上がって，海岸から離れる。
海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

注）「津波の高さ」とは，津波がない場合の潮位（平常潮位）から，津波によって海面が上昇したその高さの差をいう。気象庁が津波情報で発表している「予想される津波の高さ」は，海岸線での値。

イ　津波警報等の留意事項等

・　震源が陸地に近い場合，津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは，すぐに避難を開始。

・　津波警報等は，最新の地震・津波データの解析結果に基づき，内容を更新する場合がある。

・　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合，津波警報等の解除を行う。このうち，津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には，津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に，海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（４）津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には，津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表　津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内　　容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階（m 単位）または２種類の定性的表現で発表 ［発表される津波の高さの値は，表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ，及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・　沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き，及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・　最大波の観測値については，観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため，当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は，数値ではなく「観測中」の言葉で発表して，津波が到達中であることを伝える。

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き，その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに，及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻，最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・　最大波の観測値及び推定値については，観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため，当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は，数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して，津波が到達中であることを伝える。

・　ただし，沿岸からの距離が 100 ㎞を超えるような沖合の観測点では，予報区との対応付けが困難となるため，沿岸での推定値は発表しない。また，観測値についても，より沿

岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

表　最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発　表　基　準	発　表　内　容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

表　最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100 km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発　表　基　準	発　表　内　容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表

イ　津波情報の留意事項等

①　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・　津波到達予想時刻は，津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては，この時刻よりも数十分，場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・　津波の高さは，一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから，局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・　津波と満潮が重なると潮位の高い状態に津波が重なり，被害がより大きくなる場合がある。

③　津波観測に関する情報

・　津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・　場所によっては，検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④　沖合の津波観測に関する情報

・　津波の高さは，沖合での観測値に比べ，沿岸ではさらに高くなる。

・　津波は非常に早く伝わり，「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合がある。また，地震の発生場所によっては，情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（５）津波予報

地震発生後，津波による災害が起こるおそれがない場合には，以下の内容を津波予報で発表する。

表　津波予報の発表基準と発表内容

	情　報　の　種　類	内　　容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく，特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており，今後も継続する可能性が高いため，海に入っての作業や釣り，海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（６）南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ全域を他偽証に地震発生の可能性の高まりについて知らせる情報。当該情報の種類と発表条件を以下の表に示す。

表　南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び情報発表条件

情報名		情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※次の４種類のキーワードを付記して発表		・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード8.8以上※1の地震※2が発生 ・１カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関連すると思われる変化※4が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり※5が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
	（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※6 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※１：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM8.5以上の地震から調査を開始します。

※２：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※３：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※４：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを１～３として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

※５：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

※６：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

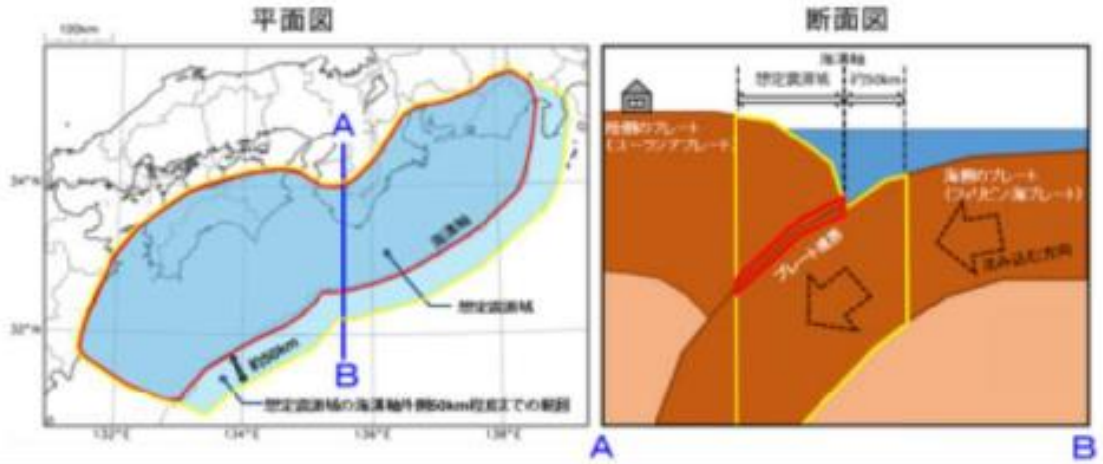

想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議，2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

表　鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」，「鹿児島県西部」，「種子島・屋久島地方」，「奄美群島・トカラ列島」の４つに分けられる。

鹿児島県の津波予報区は右の表のとおりである

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区域	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸，西之表，奄美市，熊毛郡，大島郡，鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）	鹿児島県（西之表市，熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。）	鹿児島県（奄美市，大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。）
鹿児島県沿岸市町村名	志布志市 大崎町 東串良町 肝付町 南大隅町	鹿児島市，姶良市，霧島市，垂水市，鹿屋市，南大隅町，指宿市，錦江町，南九州市，枕崎市，南さつま市，日置市，いちき串木野市，阿久根市，長島町，出水市，薩摩川内市	西之表市 中種子町 南種子町 三島村 屋久島町	奄美市 龍郷町 喜界町 大和村 宇検村 瀬戸内町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 十島村

図 3.2.1.1　鹿児島県の津波予報区地図

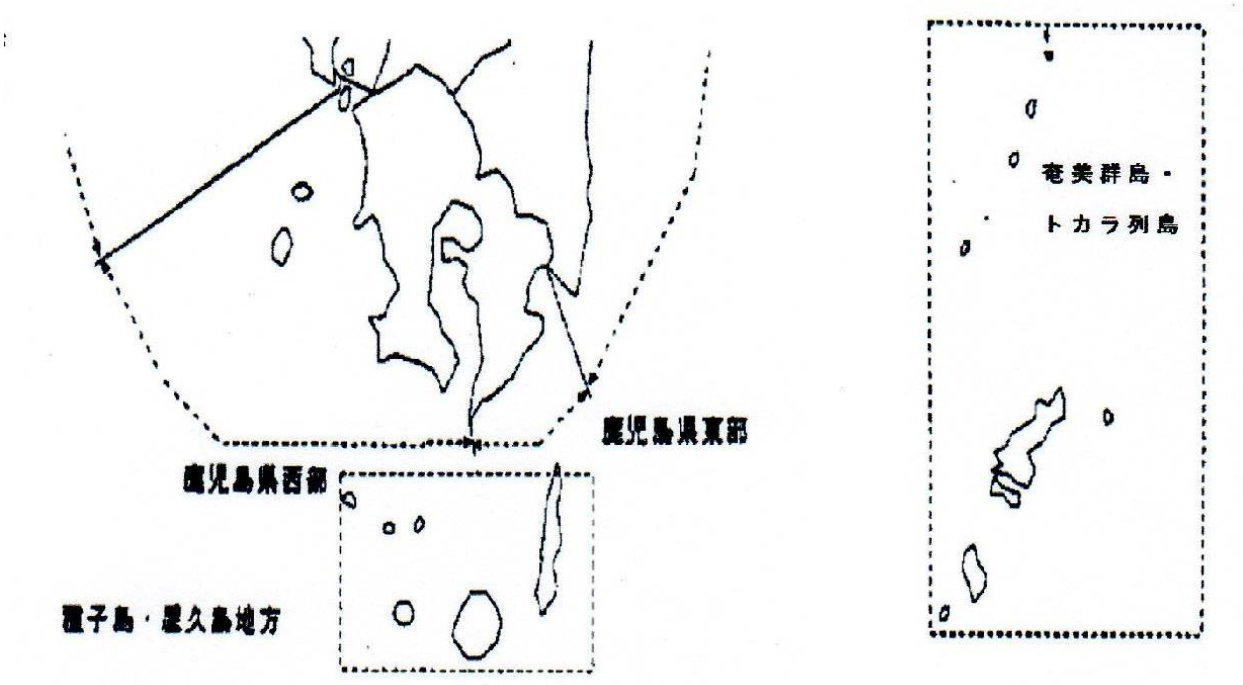

表　津波警報等の情報文の例

【津波警報等の発表】

ﾂｳﾁﾂﾅﾐﾖﾎｳ９　ｶｺﾞｼﾏ

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
令和　年　月　日　時　分
鹿児島地方気象台

　時　分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が発表されましたのでお知らせします。

＄印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
当気象台管内に関係する予報区：

＄宮崎県	大津波警報
＄鹿児島県東部	大津波警報
＄種子島・屋久島地方	大津波警報
＄奄美群島・トカラ列島	大津波警報
有明・八代海	津波警報
熊本県天草灘沿岸	津波警報
鹿児島県西部	津波警報

発表された全文は次のとおりです。
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

大津波警報・津波警報・津波注意報
令和　年　月　日　時　分　気象庁発表

＊＊＊＊＊＊＊＊見出し＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
東日本大震災クラスの津波が来襲します。
大津波警報・津波警報を発表しました。
ただちに避難してください。
＜大津波警報＞
伊豆・小笠原諸島，東海地方，近畿四国太平洋沿岸，関東地方，香川県，九州地方東部，薩南諸島，大東島地方
＜津波警報＞
東北地方太平洋沿岸，大阪府，兵庫県瀬戸内海沿岸，岡山県，広島県，愛媛県瀬戸内会沿岸，山口　県瀬戸内海沿岸，九州地方西部，沖縄本島地方，　宮古島・八重山地方

＊＊＊＊＊＊＊＊＊　本文　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＄印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです
＜大津波警報＞
＄千葉県九十九里・外房，＄千葉県内房，＄＊伊豆諸島，＄小笠原諸島，＄相模湾・三浦半島，＄＊静岡県，＄＊愛知県外海，＄伊勢・三河湾，＄三重県南部，＄淡路島南部，＄＊和歌山県，＄徳島県，＄香川県，＄愛媛県宇和海沿岸，＄＊高知県，＄大分県瀬戸内海沿岸，＄大分県豊後水道沿岸，＄宮崎県，＄鹿児島県東部，＄種子島・屋久島地方，＄奄美群島・トカラ列島，＄大東島地方

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
＜津波警報＞
岩手県，宮城県，福島県，茨城県，東京湾内湾，大阪府，兵庫県瀬戸内海沿岸，岡山県，広島県，愛媛県瀬戸内海沿岸，山口県瀬戸内海沿岸，福岡県瀬戸内海沿岸，有明・八代海，長崎県西方，熊本県天草灘沿岸，鹿児島県西部，沖縄本島地方，宮古島・八重山地方

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。
＜津波注意＞
北海道太平洋沿岸東部，北海道太平洋沿岸中部，　北海道太平洋沿岸西部，北海道太平洋沿岸北部，　北海道日本海岸沿岸南部，青森県日本海沿岸，青　森県太平洋沿岸，陸奥湾，山形県，新潟県上中下　越，佐渡，富山県，石川県能登，石川県加賀，福　井県，京都府，兵庫県北部，鳥取県，島根県出雲　・石見，隠岐，山口県日本海沿岸，福岡県日本海　沿岸，佐賀県北部，壱岐・対馬

以下の沿岸（上記の＊印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます
　伊豆諸島，静岡県，愛知県外海，和歌山県，高知県

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　解説　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
東日本大震災クラスの津波が来襲します。
ただちに避難してください。

＜大津波警報＞
大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

＜津波警報＞
津波による被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

＜津波注意報＞
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって，海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので，注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

＜津波予報（若干の海面変動）＞
若干の海面変動が予想されますが，被害の心配はありません。

＊＊＊＊＊＊＊　震源要素の速報　＊＊＊＊＊＊＊＊
［震源，規模］
　月　日　時　分頃地震がありました。
震源地は，○○○○○○（北緯○○．○度，東経○○○．○度，○○の□□◇◇km付近）で，震源の深さは○○km，地震の規模（マグニチュード）は△△と推定されます。

注：巨大地震の場合に，地震の規模が不確定な段階で発表する津波警報文における震源要素欄では，地震の規模を「８を超える巨大地震」として発表します。

第２　津波情報等の受信・伝達

１　津波情報等の伝達系統

（１）津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は，図 3.2.2.1 の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお，津波や地震に関する情報についても同伝達系統によるものとする。

（２）津波や地震に関する情報の伝達系統

津波や地震に関する情報の伝達系統は,図 3.2.2.2 の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と，県内 73 箇所の震度情報を集約した震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統によるものとする。

２　地震・津波に関する情報等の受信・伝達

（１）地震発生時の周知

地震（本震・余震）・津波に関する情報の発表があった場合，直ちに防災行政無線等により，本震・余震の情報を伝達し，倒壊するおそれのある建築物等から退避し，又は堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また，可能な限りラジオ・テレビの放送を聴取するよう周知する。

（２）住民への広報

大規模な地震・津波発生後は，通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため，被災地住民をはじめ住民に迅速かつ的確に広報を行い，災害に対する情報ニーズの増加，情報不足による混乱などの対応に努める。

（３）震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて，本市の震度情報が表示されるため，これらの震度情報の表示内容に留意する。

（４）全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の活用

本システムが地震・津波に関する各種情報を入手すると，自動的にシステムが起動し，警報等の内容を電子メールで総務課職員の公用携帯電話に伝達するほか，防災行政無線で自動放送されるため，これらの情報の内容に留意する。

図 3.2.1.1　津波警報等の基本的伝達系統

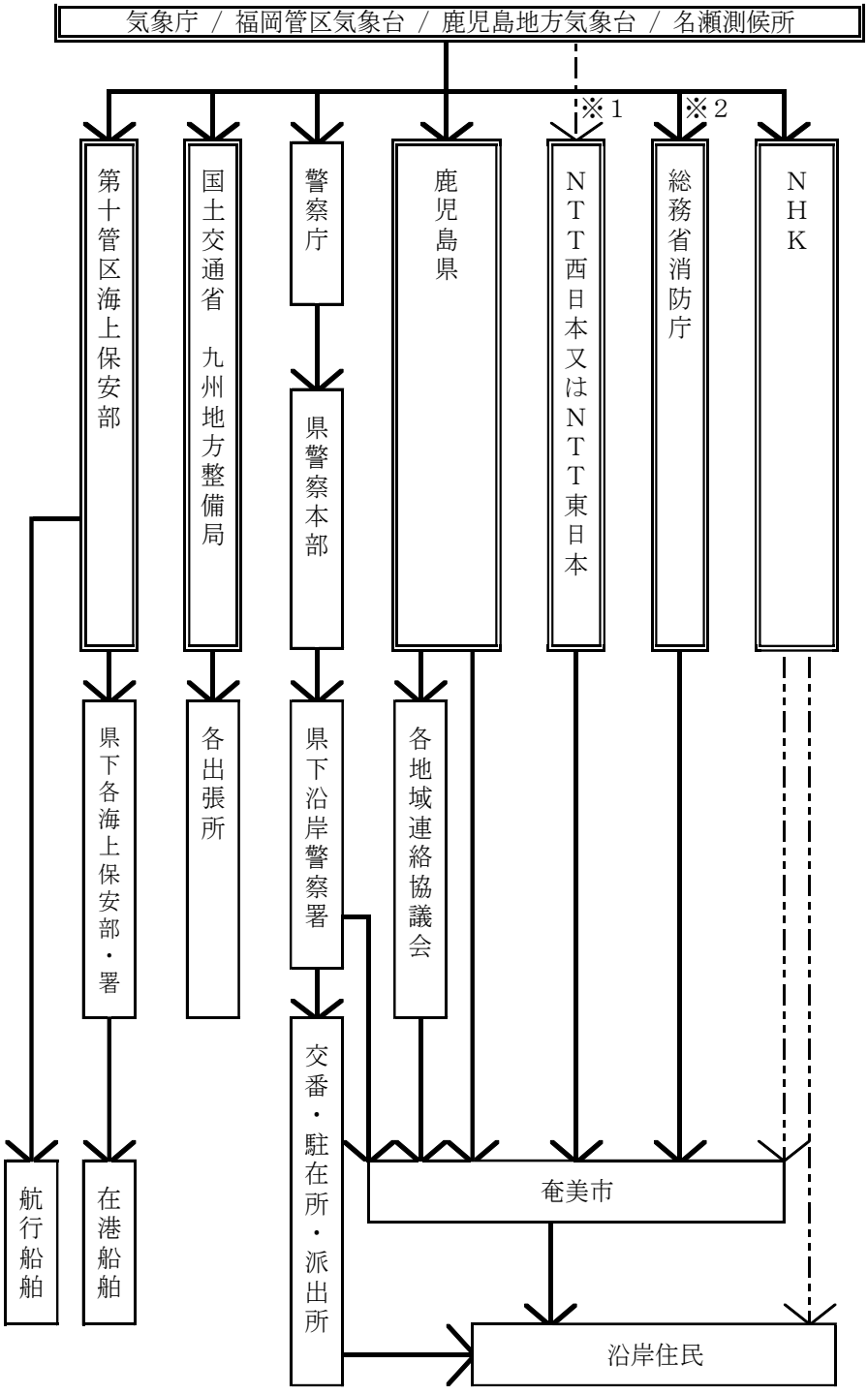

1　二重線で囲まれている機関は，気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。
2　特別警報が発表された場合，県においては市町村への通知が，市町村においては住民等への周知の措置が，それぞれ法律により義務付けられている。
3　※1　気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
4　※2　気象資料伝送システム（オンライン）

図 3.2.2.2　気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

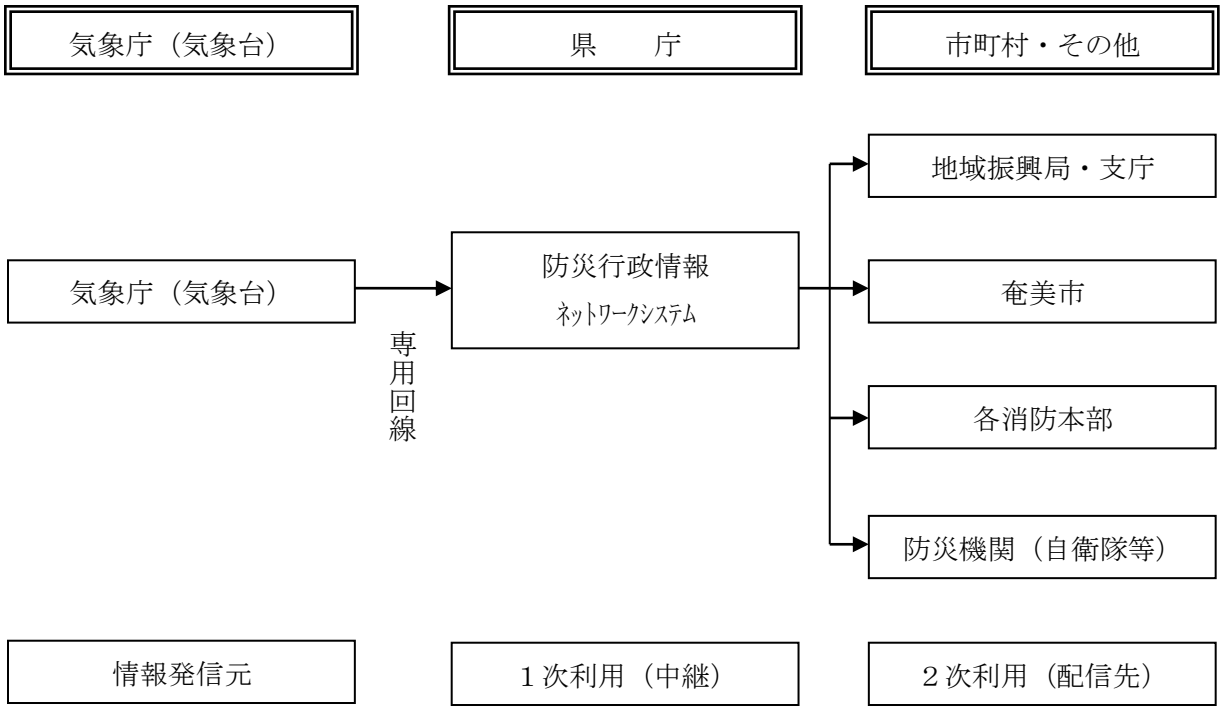

第３　津波等に対する自衛措置伝達

１　津波への警戒，避難指示等

近海で地震が発生した場合は，津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため，強い揺れ（震度４程度以上）を感じた場合，又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で，避難の必要を認めるときは以下のように対応する。

また，津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

（１） 住民等の対応

津波危険予想地域の住民及び海浜の旅行者・海水浴客・就労者は，自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに，可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

（２）市の対応

市は，防災行政無線等を用い，漁業協同組合，宿泊施設及び関係施設・団体等の協力を得て，海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

表　津波に対する警戒呼びかけ，避難の指示等の基準（例示）

	基　　準	対　　応
津波危険地域に対する避難の指示	避難指示の発令基準は次のいずれかに該当した場合とする。 （１）大津波警報，津波警報，津波注意報が発表された場合 （２）停電・通信途絶等により，津波警報等を適時に受けることができない状況において，強い揺れを感じた場合，或いは，揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する（避難の指示）。

（注）「第３節　広報」，「第７節　避難指示等，誘導」を参照。

２　津波の監視警戒

地震を感じた場合，津波警報・注意報・予報等を的確に把握するとともに，海岸地域及び河川沿岸をパトロールし，潮位及び波高を監視警戒する。

特に，震度４以上と思われる地震を感じた場合は，以下の対応を執る。

（１）海面監視・警戒

津波警報等が届くまでの間，海面状態を監視警戒する等の自衛措置を講じる。次の場合は厳重な監視体制を執る。ただし，潮位監視のために職員を海岸近くへ配置することは危険であるため，潮位監視施設や高台等から監視を行う。また，避難施設や監視施設まで距離のある海岸線に監視カメラ等の設置を検討する。

ア　近海で地震が発生した場合

イ　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき

ウ　弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

（２）津波報道の聴取

地震を感じてから１時間以上，責任者を定め，ＮＨＫ等の報道機関の放送を聴取する。

第２節　災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：奄美市】

市災害対策本部は，津波等の発生直後から被災状況を正確に把握するため，住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し，併せて防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに，速やかに県及び関係機関等に報告する必要がある。

このため，特に住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き，被災者等からの情報を迅速かつ確実に収集・伝達するとともに，収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し，応急対策に活用する。

第１　災害情報等の収集・伝達

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第２節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第１（一般-3-2-23)」参照

１　災害情報等の収集・伝達

２　災害情報等の集約，報告及び共有化

第２　被害情報の収集

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第２節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第１（一般-3-2-24)」参照

１　被害情報の収集計画

２　被害状況の調査要領

第３　被害情報の報告

１　被害情報の報告要領

（１）県への報告要領

ア　被害状況等の報告

市は，震度４以上を把握した場合，県へ被害概況に関する報告を行う。

災害の規模の把握のための市から国・県等への報告は，以下を目標に行う。

なお，市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し，県職員が被災市の情報収集のために被災地へ赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど，予め県と協議をしながら情報収集要領を作成するよう努める。

イ　報告要領

種類	提出期限	適用
(1)第１報	登庁直後 津波等発生直後	第１報（参集途上の被害状況，庁舎周辺の被害状況） ①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後） ②勤務時間内（津波等発生直後）
(2)人命危険情報中間集約結果の報告	津波等の発生後 30 分以内 遅くとも１時間以内	震度５強以上を観測した場合は，県・消防庁に対して報告を行う。 この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難指示等又は災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば，

		県等へ報告する。
(3)人命危険情報集約結果(全体概要）報告	津波等の発生後１時間以内 遅くとも２時間以内	県への報告は「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(4)災害速報	覚知後30分後可能な限り早く	報告（通報）すべき災害等を覚知したとき，原則として覚知後30分後可能な限り早く，わかる範囲で第１報を報告し，以後，判明したものから随時報告する。

ウ　市は，同時多発火災や救出要請等により 119 番通報が殺到した場合に，その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第２節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第３　２（地震-3-2-14）参照

２　津波被害情報等の報告

第３節　広報

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・九州電力
・ガス会社・ＮＴＴ西日本・バス会社・あまみエフエム】

【名　　瀬：企画調整課・総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

津波災害に際して，地震・津波に伴う火災・二次災害等の様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し，誘導できるよう，必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため，県，市及び防災関係機関は，保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに，津波時の適切な対策を遂行するうえで，それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第１　市・県による広報

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第１　１（地震-3-2-16）」参照

１　広報内容

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第１　２（一般-3-2-28）」参照

２　広報手段

第２　関係機関等による広報

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第２（一般-3-2-29）」参照

１　放送機関による広報

２　その他の防災関係機関による広報

第３　報道機関等に対する放送の要請・公表等

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第３　１（一般-3-2-29）」参照

１　放送機関に対する広報の要請

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第３　２（地震-3-2-17）」参照

２　報道機関に対する発表

第４　その他の関係機関等への広報の要請・調整

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第３節 広報 第４（一般-3-2-31）」参照

１　ライフライン関係機関への要請

２　関係機関との調整

第４節　消防活動

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・奄美市】

津波災害においても，都市地域を中心に火災が予想されるため，消防機関を中心に住民，自主防災組織又は各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら消防活動を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て効果的に連携し，消防活動を推進する。

第１　市・県・住民による消防活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第５節 消防活動 第１（一般-3-2-34）」参照

１　市及び消防組合の消火活動

２　県の対策

３　住民の対策

第２　消防応援協定に基づく消防活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第５節 消防活動 第２（一般-3-2-34）」参照

１　県消防相互応援協定の活用

２　緊急消防援助隊等の出動の要請

第５節　危険物の保安対策

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・各事業所管理者】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

津波や津波をもたらす地震等により，都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため，市・消防本部を中心に住民，自主防災組織又は各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら，危険物の保安対策を行う必要がある。

このため，消防機関は，現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ，災害状況によっては他の地域からの応援を得て効果的に連携し，危険物の保安対策を推進する。

第１　市・県・事業所等による対策

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第５節 危険物の保安対策 第１（地震-3-2-20）」参照

１　市及び消防組合の対策

２　県の対策

３　事業所等の対策

第２　広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第５節 危険物の保安対策 第２（地震-3-2-21）」参照

第６節　水防・土砂災害等の防止対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島森林管理署・鹿児島県・各関係機関】

【名　　瀬：土木課・農林水産課・総務課】

【住　　用：産業建設課・地域総務課】

【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課・地域総務課】

津波災害においても，災害状況によっては，護岸破損や斜面崩壊等により，水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため，市は水防団等を出動させ，必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し，水防・土砂災害防止対策を実施する。

第１　河川災害の防止対策（水防活動）

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第４節 水防・土砂災害等の防止対策 第１　１（一般-3-2-32）」参照

１　水防体制の確立

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第６節 水防・土砂災害等の防止対策 第１　２（地震-3-2-21）」参照

２　水防情報及び被害状況等の収集・伝達

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第６節 水防・土砂災害等の防止対策 第１　３（地震-3-2-22）」参照

３　河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

第２　土砂災害の防止対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第４節 水防・土砂災害等の防止対策 第２　１～２（一般-3-2-33）」参照

１　土砂災害防止体制の確立

２　危険箇所周辺の警戒監視・通報

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第６節 水防・土砂災害等の防止対策 第２　３（地震-3-2-22）」参照

３　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

第７節　避難の指示，誘導

【関係機関：奄美海上保安部・鹿児島県・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部
・医療施設管理者・福祉施設管理者・大型店舗施設管理者】
【名　　瀬：企画調整課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課・土木課・教育委員会・総務課】
【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】
【笠　　利：いきいき健康課・建設課・地域教育課・地域総務課】

津波や津波をもたらす地震の発生に際し，危険があると認められる場合，関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は，関係する地域の居住者又は滞在者その他の者に対し，時期を失しないよう立退きを指示する等の措置を執る必要が生じる。

このため，特に市長は，避難措置実施の第１次責任者として警察官，海上保安官，知事及び自衛官等の協力を求め，適切な避難措置を講ずる。

第１　要避難状況の早期把握・判断

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第１　１（一般-3-2-35）」参照

１　要避難状況の把握活動の早期実施

２　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は発生した津波の状況により大きく異なるため，市その他の被災地域の情報収集を踏まえ，避難対策の要否を判断する。

（１）津波からの避難の実施

県が想定している地震の中には，地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため，避難が緊急になされる必要がある。

したがって，地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に，市・消防本部等は，避難指示等の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し，住民の避難活動を補完する。

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第１　３（一般-3-2-35）」参照

３　権限委譲順位

第２　避難指示等の実施

１　避難指示等の発令

（１）避難指示等の発令

津波については，情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れに繋がる危険があるため，強い地震（震度４程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報を覚知した場合，速やかに的確な避難指示等を行い，安全かつ効率的な避難誘導を行う。

市は自ら必要とする場合には，指定行政機関，指定地方行政機関及び県から，避難指示の対象地域及び判断時期等について助言を受けるものとする。

市は，避難指示を行う際に，国又は県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口及び連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておく。

（２）警戒区域の設定

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第２　２～６（一般-3-2-40）」参照

２　市における避難措置

３　病院・社会福祉施設等における避難措置

４　不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

５　学校・教育施設等における避難措置

６　車両等の乗客の避難措置

第３　避難指示等の伝達

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第３（一般-3-2-43）」参照

１　市長による避難指示等の伝達

第４　避難の誘導等

以下，「地震災害対策編 第３部 第２章 第７節 避難の指示，誘導 第４　１（地震-3-2-25）」参照

１　地域における避難誘導等

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第６節 避難の指示，誘導 第３　２～４（一般-3-2-44）」参照

２　病院・社会福祉施設等における避難誘導

３　不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

４　学校・教育施設等における避難誘導

第８節　救助・救急

【関係機関：自衛隊・奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：総務課】

【住　　用：地域総務課】

【笠　　利：地域総務課】

津波災害時には，建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者，重症者等が発生するものと予想される。

このため，各関係機関は迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また，『発災当初の 72 時間』は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第１　救助・救急活動

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第７節 救助・救急 第１（一般-3-2-46）」参照

１　市及び関係機関等による救助・救急活動

２　住民及び自主防災組織による救助・救急活動

３　孤立化集落対策

第２　救助・救急用装備・資機材の調達

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第７節 救助・救急 第２（一般-3-2-47）」参照

１　救助・救急用装備及び資機材の調達

２　救急車・救助工作車の配備状況

第９節　交通確保・規制

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署】

【名　　瀬：土木課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課・農林水産課】

津波災害時には，道路・橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに，緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し，緊急輸送等の支障が予想される。また，海上においても航路障害等の発生による海上輸送への支障が予想される。

このため，迅速かつ適切に交通規制を実施し，緊急輸送等のための交通を確保する。

第１　交通施設対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第８節 交通確保・規制 第１（一般-3-2-48）」参照

１　被害状況の把握

２　交通の確保

第２　交通規制の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第８節 交通確保・規制 第２（一般-3-2-49)」参照

１　交通規制の実施方法

２　道路管理者と警察機関の相互連絡

３　規制の標識等

４　規制の広報・周知

５　規制の解除

第３　緊急通行車両の確認等

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第８節 交通確保・規制 第３（一般-3-2-51)」参照

１　緊急輸送対策の実施

第４　発見者等の通報と運転者の執るべき措置

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第８節 交通確保・規制 第４（一般-3-2-53)」参照

１　発見者等の通路

２　大規模な津波の発生時における運転者の執るべき措置

第 10 節　緊急輸送

【関係機関：自衛隊・鹿児島県・奄美海上保安部・大島地区消防組合消防本部
・奄美漁業協同組合・名瀬漁業協同組合・奄美市】

津波災害時には，避難並びに救出・救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため，迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し，緊急度・重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第１　緊急輸送の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送 第１（一般-3-2-54）」参照

１　緊急輸送の実施責任者

２　緊急輸送の対象

第２　緊急輸送手段等の確保

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送 第２（一般-3-2-55）」参照

１　緊急輸送手段

２　輸送条件

３　被災者の運送

４　災害応急対策必要物資の運送

５　費用の基準及び支払い

第３　輸送施設・集積拠点等の確保

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送 第３（一般-3-2-56）」参照

１　輸送施設の確保

第４　緊急輸送道路啓開等

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第９節 緊急輸送 第４（一般-3-2-57）」参照

１　道路啓開路線の把握と優先順位の決定

第 11 節　緊急医療

【関係機関：鹿児島県・大島地区消防組合消防本部・県立大島病院
・奄美中央病院・名瀬徳洲会病院・大島郡医師会・奄美市国民健康保険診療所】
【名　　瀬：健康増進課・総務課】
【住　　用：市民福祉課・地域総務課】
【笠　　利：いきいき健康課・地域総務課】

津波災害時には多数の負傷者が発生し，また医療機関自体も被害を受けて混乱が予想される中で，救命処置及び後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため，災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに，後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第１　緊急医療の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 10 節 緊急医療 第１（一般-3-2-58）」参照

１　ＤＭＡＴ
２　医療救護班
３　初動体制の確立
４　奄美市国民健康保険診療所としての役割
５　医療情報の収集・提供

第２　後方搬送の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 10 節 緊急医療 第２（一般-3-2-60）」参照

１　負傷者の収容施設の確保
２　負傷者の後方搬送
３　輸送車両等の確保
４　透析患者等への対応
５　トリアージの実施

第 12 節　要配慮者への緊急支援

【関係機関：社会福祉施設管理者・観光施設管理者】

【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・紬観光課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・地域教育課・地域総務課】

津波災害時には，高齢者，妊産婦，乳幼児及び障害者等の要配慮者は，迅速・的確な避難等の行動が取りにくく被災しやすいことから，地域ぐるみの支援が必要である。

このため，要配慮者に対し，避難誘導や情報の提供等の必要な支援を適切に行う。

第１　要配慮者に対する対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第１（一般-3-2-62)」参照

１　要配慮者対策

第２　妊産婦及び乳幼児に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第２（一般-3-2-62)」参照

第３　高齢者及び障害者に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第３（一般-3-2-62)」参照

１　市が実施する対策

第４　児童に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第４（一般-3-2-63)」参照

１　要保護児童の把握等

２　児童の保護等のための情報伝達

第５　社会福祉施設等に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第５（一般-3-2-63)」参照

１　入所者・利用者の安全確保

２　県への応援要請等

３　市の支援活動

第６　観光客等及び外国人に係る対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第２章 第 11 節 要配慮者への緊急支援 第６（一般-3-2-64)」参照

１　観光客等の安全確保

２　外国人の安全確保

第３章　事態安定期の応急対策

津波災害の発生後，状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては，民生安定に関する避難所の運営又は食料・水をはじめ生活必需品の供給，或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また，大規模な津波災害においては，長期化が想定される避難生活を短縮するため，広域応援による支援や応急仮設住宅の円滑な提供等に努める必要がある。

本章では，このような事態安定期の応急対策について定める。

第１節　避難所の運営

【名　　瀬：福祉政策課・高齢者福祉課・保護課・教育委員会・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域教育課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・土地対策課笠利分室・地域教育課・地域総務課】

津波災害時には，ライフラインの途絶や住居の倒壊，浸水又は流失等により多数の避難者の発生が予想される。このため，避難所を開設し，これらの避難者を収容するとともに，適切な管理運営を実施する。

第１　避難所の開設等

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第１節 避難所の運営 第１（一般-3-3-1)」参照

１　避難所の開設

２　福祉避難所等の開設

第２　避難所の運営管理

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第１節 避難所の運営 第２（一般-3-3-2)」参照

１　避難所の運営管理

第３　広域一時滞在・移送

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第１節 避難所の運営 第３（一般-3-3-3)」参照

１　広域一時滞在・移送

第２節　食料の供給

【名　　瀬：福祉政策課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域総務課】

【笠　　利：いきいき健康課・地域総務課】

津波災害時には,住居の倒壊や流失及びライフラインの途絶等によって食事の確保が困難な状況となり，一部ではその状態が長期化するおそれがある。

このため，迅速に食料を調達し，被災者に供給する。

また，関係機関は，備蓄する食料の供給に関し，相互に協力するよう努める。

第１　食糧の調達・供給

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第２節 食料の供給 第１（一般-3-3-4)」参照

１　米穀の調達

第２　食料の供給

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第２節 食料の供給 第２（一般-3-3-5)」参照

１　市及び県による食料の供給

２　食料基準

３　給与対象者

４　食料の輸送

５　食料集積地の指定及び管理

第３節　応急給水

【名　　瀬：水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：水道課笠利分室】

津波災害時には，水道施設が被災し，復旧までの間，飲料水等の確保が困難となるほか，医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また，多数の避難者が予想され，避難所での応急給水の需要が高まる。

このため，緊急度・重要度を考慮した応急給水体制を構築するとともに，早急に給水手段を確保し，被災者に給水する。

第１　被災者への給水

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第３節 給水 第１（一般-3-3-7）」参照

１　被災者等への応急給水の実施

第２　応急給水の方法

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第３節 給水 第２（一般-3-3-8）」参照

第４節　生活必需品の給与

【名　　瀬：福祉政策課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

津波災害時には，住居の倒壊や流失等により，寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し，一部では避難生活の長期化が予想され，特に冬期においては防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため，被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮したうえで迅速に生活必需品を調達し，被災者に給与する。

また，関係機関は，備蓄する生活必需品の給与に関し，相互に協力するよう努める。

第１　生活必需品の調達

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第４節 生活必需品の給与 第１（一般-3-3-9）」参照

１　備蓄物資の調達

２　流通在庫の調達

第２　生活必需品の給与

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第４節 生活必需品の給与 第２（一般-3-3-10）」参照

１　給与又は貸与の対象者

２　生活必需品の給与

３　市長の要請による法外援護

４　災害救助法による基準

第３　生活必需品の輸送及び配給

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第４節 生活必需品の給与 第３（一般-3-3-11）」参照

１　生活必需品の配給方法

２　集積地の指定及び管理

第５節　保健・医療対策

【名　　瀬：健康増進課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

災害時の初期の医療活動については，「第２章第 11 節緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。

事態が安定してきた段階で,被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し,市をはじめとする防災関係機関は,被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため，避難生活が長期化した被災地においては健康状態の把握やメンタルケア等を行う。

第１　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第５節 保健・医療対策 第１（一般-3-3-12)」参照

１　被災者の健康状態の把握

２　保健指導・栄養指導

３　メンタルケア

第２　訪問指導（継続支援）

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第５節 保健・医療対策 第２（一般-3-3-13)」参照

第３　医療の確保

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第５節 保健・医療対策 第３（一般-3-3-13)」参照

第６節　感染症予防，衛生対策

【名　　瀬：環境対策課・健康増進課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課】

津波災害時には，津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに，不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に，多数の被災者が収容される避難所等において，その早急な防止対策の実施が必要である。

このため，感染症予防，衛生に関し，適切な処置を行う。

第１　感染症予防対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第６節 感染症予防，衛生対策 第１（一般-3-3-14)」参照

１　感染症予防対策の実施

２　感染症予防実施の市の組織体制

３　感染症予防業務の実施

４　避難所の防疫市道

第２　衛生対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第６節 感染症予防，衛生対策 第２（一般-3-3-16)」参照

１　健康診断，臨時予防接種

２　入浴サービス及び仮設風呂の設置

第７節　し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

【名　　瀬：環境対策課・土木課・下水道課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課】

【笠　　利：市民課・建設課・下水道課笠利分室】

津波災害時には，大量のごみの発生が予想される。また，上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし，し尿処理の問題が生じるほか，特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため，し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関して必要な措置を行う。

第１　し尿処理対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第７節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第１（一般-3-3-17）」参照

１　し尿の処理方法

２　避難所等のし尿処理

３　仮設トイレ等によるし尿処理

４　し尿収集の応援体制の確立

５　し尿収集運搬車両の状況

第２　ごみ処理対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第７節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第２（一般-3-3-18）」参照

１　ごみの収集，運搬及び処分の方法

２　ごみ収集運搬車両の状況

第３　死亡獣畜の処理対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第７節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第３（一般-3-3-19）」参照

１　処理方法（所感保健所長の許可を受けて処理する場合）

第４　障害物の除去対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第７節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第４（一般-3-3-19）」参照

１　障害物除去の実施者

２　障害物の集積場所の選定

３　障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

４　災害救助法による基準

第８節　行方不明者の捜索，遺体の処理等

【関係機関：奄美海上保安部・奄美警察署・大島地区消防組合消防本部】

【名　　瀬：環境対策課・保護課・総務課】

【住　　用：市民福祉課・地域総務課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・地域総務課】

津波災害時の混乱期には，行方不明になっている者（生存推定者，生死不明者及び死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され，それらの捜索・収容等を早急に実施する必要がある。

このため，迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに，多数の死者が発生した場合は遺体の処理等を適切に行う。

第１　行方不明者の捜索

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第８節 行方不明者の捜索，遺体の処理等 第１（一般-3-3-20）」参照

１　行方不明者の捜索隊の編成

２　捜索の実施方法等

３　行方不明者発見後の処理

第２　遺体の収容・処理・埋葬

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第８節 行方不明者の捜索，遺体の処理等 第２（一般-3-3-21）」参照

１　遺体の収容・処理

２　遺体の埋葬等

３　災害救助法による基準

第９節　住宅の供給確保

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：建築住宅課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課】

津波災害時には，住居の倒壊又は流出等が多数発生することが予想され，住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また，一部損壊の住居も多数発生するため，応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため，応急仮設住宅の建設等，被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第１　住宅の確保・修理

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第９節 住宅の供給・確保 第１（一般-3-3-24）」参照

１　応急仮設住宅の建設

２　住宅の応急修理

３　公営住宅等の供与

４　災害救助法による基準

第２　被災宅地危険度判定の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第９節 住宅の供給・確保 第２（一般-3-3-27）」参照

第 10 節　文教対策

【名　　瀬：教育委員会】
【住　　用：地域教育課】
【笠　　利：地域教育課】

津波災害時には，多数の児童・生徒の被災が予想され，学校施設等も多大な被害を受ける。また，学校施設等は，被災者の避難所として利用される所が多く，一部では長期化することも予想され，その調整も必要である。

このため，応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第１　応急教育の実施

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 10 節 文教対策 第１（一般-3-3-28)」参照

１　教室等の確保
２　教職員の確保
３　応急教育の留意点
４　学校給食等の措置
５　学校が避難所となった場合の措置

第２　学校用品等の調達及び授業料等の減免，育英資金

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 10 節 文教対策 第２（一般-3-3-29)」参照

１　教材・学校用品等の調達及び給与
２　災害救助法による基準

第３　文化財の保護

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 10 節 文教対策 第３（一般-3-3-29)」参照

１　所有者又は管理者の通報義務等
２　被害状況の報告
３　関係機関との協力

第 11 節　義援金・義援物資等の取扱い

【名　　瀬：企画調整課・福祉政策課】

【住　　用：市民福祉課】

【笠　　利：いきいき健康課】

津波や地震災害時には，県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため，寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに，義援金についてはできる限り迅速な配分に努め，また，義援物資については被災者の需要を十分把握し，必要とする物資の広報等に努める。

第１　義援金の配分

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第 11 節 義援金･義援物資等の取扱い 第１(一般-3-3-31)」参照

１　義援金の引継ぎ及び管理

２　配分

第２　義援物資の取扱い

以下,「一般災害対策編 第３部 第３章 第 11 節 義援金･義援物資等の取扱い 第２(一般-3-3-31)」参照

１　市に送付される義援物資の取扱い方針

２　送付される義援物資の取扱い方法

第 12 節　農林水産業災害の応急対策

【名　　瀬：商工政策課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：産業振興課・農林水産課】

津波災害時には，農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため，農林水産物等の被害の拡大防止，被災地における家畜伝染病の予防並びに飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第１　農産物対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 12 節 農林水産業災害の応急対策 第１（一般-3-3-32）」参照

１　事前・事後措置の指導

２　病害虫防除対策

第２　林産物等対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 12 節 農林水産業災害の応急対策 第２（一般-3-3-32）」参照

１　応急措置・事後措置の指導

２　対象作物等及び対象災害

第３　家畜管理対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第３章 第 12 節 農林水産業災害の応急対策 第３（一般-3-3-33）」参照

第４章　社会基盤の応急対策

電力，ガス，上下水道及び通信等のライフライン関係施設や道路及び河川等の公共施設並びに空港等の交通施設等は，都市化等の発展とともにますます複雑・高度化し，津波災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では，このような社会基盤の応急対策について定める。

第１節　電力施設の応急対策

【関係機関：九州電力】

【名　　瀬：土木課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課】

津波災害時には，建物や電柱の倒壊及び電線の断線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるため，迅速・的確かつ優先度を考慮した対応が必要である。

このため，電力施設の防護・復旧を図り，早急に被災者等に電力を供給する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「地震災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　１（地震-3-4-1）」参照

１　災害対策に対する基本体制

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　２～３（一般-3-4-1）」参照

２　情報の収集・連絡

３　電力施設被害状況等の広報活動

以下，「地震災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　４（地震-3-4-1）」参照

４　対策要員の確保

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第１節 電力施設の応急対策 第１　５～９（一般-3-4-2）」参照

５　復旧資材の確保

６　危険予防措置

７　自衛隊の派遣要請

８　応急工事

９　施設の復旧順位

第２節　ガス施設の応急対策

【関係機関：大島地区消防組合消防本部・鹿児島県ＬＰガス協会奄美支部・南海ガス】

津波災害時には，都市ガスでは，ガス管等の被害が多数発生し，供給停止による住民生活への支障が予想される。また，ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため，早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに，ガス災害から住民を保護する。

第１　液化石油ガス施設災害応急対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第２節 ガス施設の応急対策 第１（一般-3-4-3）」参照

１　連絡体制
２　出動体制
３　出動条件
４　事故の処理
５　関係機関との連携
６　報告
７　周知の方法
８　安全管理
９　避難所開設に係る対応
10　仮設住宅開設に係る対応

第２　都市ガス施設災害応急対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第２節 ガス施設の応急対策 第２（一般-3-4-5）」参照

１　災害時における都市ガス施設の保安
２　緊急時の連絡通報体制
３　都市ガス事業者の応急対策
４　関係機関の応急対策
５　ガス供給再開における処理

第３節　上水道施設の応急対策

【名　　瀬：水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：水道課笠利分室】

津波災害時には，水道施設の被害が多数発生し，給水停止による住民生活への支障はもちろん，特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため，重要度，及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護，復旧を図るとともに，安全な水道水を供給する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第３節 上水道施設の応急対策 第１（一般-3-4-7）」参照

１　応急対策要員の確保

２　応急対策用資機材の確保

３　応急措置

第４節　下水道施設の応急対策

【名　　瀬：下水道課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：下水道課笠利分室】

津波災害時には，下水道施設の被害が多数発生し，供用停止による住民生活への支障はもちろん，長期化した場合，し尿処理に多大な支障が生じる。

このため，迅速かつ的確に下水道施設の防護・復旧を図り，早期に供用を再開する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第４節 下水道施設の応急対策 第１（一般-3-4-8）」参照

１　応急対策要員の確保

２　応急対策用資機材の確保

３　応急措置

４　復旧対策

第５節　電気通信施設の応急対策

【関係機関：ＮＴＴ西日本】

津波災害時には，電話柱の倒壊及び電話線の破線等が多数発生し，住民生活はもちろん，特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため，重要度及び優先度を考慮し，かつ迅速に電気通信施設の防護・復旧を図り，早急に通信を確保する。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第５節 電気通信施設の応急対策 第１（一般-3-4-9）」参照

１　情報の収集及び連絡

２　準備警戒

３　災害対策本部等の設置

４　通信の非常疎通措置

５　設備の応急復旧

６　応急復旧等に関する広報

第６節　道路・河川等公共施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：土木課・商工政策課・農林水産課】

【住　　用：産業建設課】

【笠　　利：建設課・産業振興課・農林水産課】

津波災害時には，道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は，緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施するうえで大変重要な施設である。

このため，速やかに被災状況の情報収集を行い，迅速かつ的確に，緊急度・優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第１　応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

以下，「一般災害対策編 第３部 第４章 第６節 道路・河川等公共施設の応急対策 第１（一般-3-4-11）」参照

１　道路・橋梁等の応急対策

２　河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

第７節　空港施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【笠　　利：空港管理事務所】

津波災害時には，地震動又は液状化等により空港施設への被害が予想され，施設利用者等の安全確保と交通・緊急輸送の確保に支障が生じる。

このため，施設利用者等の安全確保及び空港施設の防護・復旧に努める。

第１　空港の応急活動体制

以下，「地震災害対策編 第３部 第４章 第７節 空港施設の応急対策 第１（地震-3-4-8）」参照

１　奄美空港の応急活動体制

第２　空港の応急対策

以下，「地震災害対策編 第３部 第４章 第７節 空港施設の応急対策 第２（地震-3-4-9）」参照

１　地震発生時の業務

２　運航対策

３　空港の混乱防止対策

４　空港施設の保安対策及び応急復旧